（消費者契約法施行令の一部改正）

第十四条　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条第二十三号を次のように改める。

二十三　削除

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第十四号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第十七項」を「第二条第二十二項」に、「商品取引受託業務」を「商品先物取引業に係る業務」に改める。

第八条第一項第一号ヨを次のように改める。

ヨ　商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

第二十七条の見出し中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「本店」の下に「又は主たる事務所」を、「法人」の下に「又は外国に住所を有する者」を、「営業所」の下に「又は事務所」を加え、「同じ」を「「本店等」という」に改め、同条第二項中「商品取引員の支店その他の本店以外の営業所」を「商品先物取引業者の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所」に改め、「法人」の下に「又は外国に住所を有する者」を、「従たる営業所」の下に「又は事務所」を加え、同条第三項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「本店」を「本店等」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十六条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二十二第二項中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十二号」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百七十条の委託者保護基金が行う同法第三百条第一号及び第二号に掲げる業務

（法人税法施行令の一部改正）

第十七条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百十八条の七第一号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第四項」を「第二条第一項」に改める。

（印紙税法施行令の一部改正）

第十八条　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第十八項」を「第二条第二十三項」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「、信用取引又は発行日決済取引に限る」を「信用取引又は発行日決済取引に限り、商品の売買にあつては商品市場における取引（商品清算取引を除く。）に限る」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第十九条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第二項」を「第二条第五項」に改める。

（産業構造審議会令の一部改正）

第二十条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表商品取引所分科会の項中「商品取引所分科会」を「商品先物取引分科会」に、「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第四項」を「第二条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改める。

第二章　経過措置

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十一条　商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法附則第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号。以下「旧海外商品先物取引法」という。）の規定の適用については、第三条の規定による廃止前の旧海外商品先物取引法施行令の規定は、なおその効力を有する。

（旧委託者保護基金が主務大臣の認可を受けて新委託者保護基金になるときの登記）

第二十二条　改正法附則第十九条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正前の商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百九十六条に規定する委託者保護基金（以下この項において「旧委託者保護基金」という。）が改正法第三条の規定による改正後の商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号。以下「新法」という。）第二百七十条に規定する委託者保護基金（以下この項において「新委託者保護基金」という。）になったときは、新委託者保護基金になった日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、旧委託者保護基金については解散の登記を、新委託者保護基金については設立の登記をしなければならない。

2　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十六条及び第七十八条の規定は、前項の登記について準用する。

（商品取引所法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　改正法の施行の日前に商品先物取引業（新法第二条第二十二項第三号に掲げる行為（旧海外商品先物取引法第二条第四項に規定する海外商品市場における先物取引の受託等に相当する行為を除く。）並びに新法第二条第二十二項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務（以下この条において「特定業務」という。）に限る。）に相当する業務を行っている者が、同日前に成立した商品取引契約に相当する契約（特定業務に係るものに限る。）に係る取引に基づく債務の履行を完了していないときは、新法第百九十条第一項の許可を受けないでも、当該債務の履行を完了することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

（信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　旧海外商品先物取引法の規定（改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧海外商品先物取引法の規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、第十二条の規定による改正後の信託業法施行令第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実（以下この条において「犯罪行為の事実等」という。）並びに改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧海外商品先物取引法の規定が適用される場合における同日以後の犯罪行為の事実等については、第十三条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第二百七十一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（消費者契約法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　旧海外商品先物取引法の規定（改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧海外商品先物取引法の規定を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者については、第十四条の規定による改正後の消費者契約法施行令第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。